

議案第83号

沼田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沼田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「35人」を「30人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の沼田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の規定により在任する農地利用最適化推進委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。
- 3 前項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農地利用最適化推進委員が在任する間の同委員の定数は、なお従前の例による。